

## 第9期介護保険料設定にあたっての考え方について

### 1. 介護保険料の推移

高浜市のこれまでの介護保険料は次のとおりです。

◇第8期（R3～R5）

区 分			保険料額 (月額)
1	生活保護または老齢福祉年金受給者であって、世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.45 (0.25)	2,619 (1,455)
2	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.65 (0.4)	3,783 (2,328)
3	世帯全員が住民税非課税で第1段階および第2段階に該当されない方	基準額×0.70 (0.65)	4,074 (3,783)
4	世帯に住民税の課税者がいて、本人が住民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.85	4,947
5	世帯に住民税の課税者がいて、本人が住民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超の方	基準額	5,820
6	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.15	6,693
7	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満の方	基準額×1.20	6,984
8	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	7,566
9	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	8,730
10	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上320万円未満の方	基準額×1.60	9,312
11	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上350万円未満の方	基準額×1.70	9,894
12	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額×1.75	10,185
13	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額×1.80	10,476
14	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額×1.85	10,767
15	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上850万円未満の方	基準額×1.95	11,349
16	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が850万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.10	12,222
17	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.20	12,804

#### (1) 期別

区 分	第1期 (H12～ 14)	第2期 (H15～ 17)	第3期 (H18～ 20)	第4期 (H21～ 23)	第5期 (H24～ 26)	第6期 (H27～ 29)	第7期 (H30～ R2)	第8期 (R3～R5)
介護保険料	3,423	3,388	4,296	4,400	5,260	5,480	5,700	5,820
基準月額	3,060	3,050	4,077	4,526	4,996	5,386	5,682	6,020
上乘せサービス費	331	286	211	188	326	351	272	90
横だしサービス費	32	52	72	48	48	48	37	48
支払準備基金取り崩し			▲64	▲304	▲61	▲305	▲291	▲338
介護従事者処遇改善臨時特例基金取崩				▲58				
財政安定化基金取崩					▲49			
所得段階	5段階	5段階	6段階	9段階	12段階	16段階	17段階	17段階

## (2) 所得段階

	1 段階	2 段階	3 段階	4 段階	5 段階	6 段階	7 段階	8 段階	9 段階	10 段階	11 段階	12 段階	13 段階	14 段階	15 段階	16 段階	17 段階
1期	0.5	0.75	1.0	1.25	1.5												
2期	0.5	0.75	1.0	1.25	1.5												
3期	0.5	0.5	0.75	1.0	1.25	1.5											
4期	0.5	0.5	0.75	0.85	1.0	1.15	1.25	1.5	1.75								
5期	0.5	0.5	0.65	0.75	0.85	1.0	1.15	1.25	1.5	1.55	1.75	1.85					
6期	0.45	0.65	0.7	0.85	1.0	1.15	1.2	1.3	1.4	1.5	1.7	1.75	1.8	1.85	1.95	2.0	
7期	0.45	0.65	0.7	0.85	1.0	1.15	1.2	1.3	1.5	1.6	1.7	1.75	1.8	1.85	1.95	2.1	2.2
8期	0.45	0.65	0.7	0.85	1.0	1.15	1.2	1.3	1.5	1.6	1.7	1.75	1.8	1.85	1.95	2.1	2.2

※第7期および第8期の第1～3段階の保険料は国の低所得者の軽減強化策に伴い、第1段階は0.45→0.25、第2段階は0.65→0.4、第3段階は0.7→0.65に軽減されています。

## (3) 近隣市の状況

市町村名	第5期 (H24~26)	第6期 (H27~29)	第7期 (H30~R2)	第8期 (R3~R5)	値上げ額 7期→8期	値上げ率	第8期 所得段階
高浜市	5,260	5,480	5,700	5,820	120	2.1%	17
岡崎市	4,300	4,770	5,390	5,700	310	5.8%	14
碧南市	4,500	4,600	4,860	5,300	440	9.1%	13
刈谷市	4,440	4,940	5,200	5,200	0	0%	13
豊田市	4,280	4,800	5,200	5,500	300	5.8%	13
安城市	4,150	4,800	5,290	5,290	0	0%	14
西尾市	4,200	4,800	5,200	5,300	100	1.9%	13
知立市	3,680	4,250	4,650	4,650	0	0%	12
みよし市	3,680	4,040	4,040	4,600	560	13.9%	13

## 2. アンケート結果

第9期計画策定にあたり、介護保険サービスの水準と保険料についてアンケートした結果は、下表のとおりです。

アンケート項目	健常者	要介護者
施設や在宅サービスの量は現状維持とし、保険料も現状維持とするのがよい	50.3%	57.1%
保険料が今より高くなっても、施設や在宅サービスの量を増やすほうがよい	14.9%	12.5%
サービスの量が低下しても、保険料は安いほうがよい	8.4%	7.8%

## 3. 主な論点

- ・上乗せ、横出しサービスの見直しを行うか。